

ウメ輪紋病

早期発見に御協力ください

平成21年、東京都で、国内で初めてウメ輪紋ウイルス(PPV)に感染したウメが確認されました。

外国では、モモやスモモで、このウイルスの感染による果実の奇形や早期落果などの大きな被害が報告されており、果樹生産に影響を及ぼす恐れがあります。

このため、農林水産省と県が連携し、早期発見とまん延防止に向けた発生状況の調査と感染樹の処分に取り組んでいます。御協力をお願いします。

ウメ輪紋病について

- 主にウメ、モモ、スモモ、アンズ、オウトウ、ユスラウメなどが感染します。
- PPVに感染すると、葉に薄い緑色の輪紋(退緑輪紋)や不定形な模様(退緑斑紋)が表れます。
- 感染した植物の治療法はありません。
- 人や動物には感染しません。
- 感染樹の果実を食べても健康に影響はありません。



【左・右上写真】感染したウメの葉の症状
【右下写真】症状が似ている他の病害(うどんこ病)

御理解と御協力をお願いします。

1 調査について

- (1)趣 旨 果樹生産に影響を及ぼす恐れのある、PPVのまん延を防止するため、発生状況を調査するものです。
- (2)調査対象 ウメ、モモ、スモモ、ユスラウメなどが栽培されている、生産園地、観光園地、公園、民家の庭、街路樹など。
- (3)実施者 農林水産省、埼玉県(市町村の職員も同行する場合があります)
- (4)調査方法 5～8月に、目視により症状の有無を確認します。
PPVの感染が疑われる場合は、数枚の葉を採取し、検定を実施します。

2 感染が確認された場合の対応について

- 検定の結果、PPVの感染が確認された場合、病気のまん延を防止するため、感染樹及び周辺の樹の廃棄処分(伐採・抜根・焼却)をお願いすることになります。
- 感染樹から半径500m範囲内にあり、感染の可能性のある苗木、植木、鉢植、切枝その他の販売、譲渡、貸付等を前提に所有されるものは、原則として全て廃棄の対象となります。
- 埼玉県では、平成22年～25年に飯能市や入間市などで感染樹6本が確認され、まん延防止の対応を実施しました。
- 東京都、愛知県、大阪府、兵庫県の一部地域は、農林水産省令により緊急防除区域に指定されており、感染の可能性のある植物の区域外への移動が禁じられています。

3 PPVのまん延を防止するために

- 感染した苗木や穂木により、感染が拡大します。PPVの発生している地域などから、苗木や穂木を持ち込まないでください。
- アブラムシがウイルスを媒介します。春(3～4月)と秋(10月頃)のアブラムシ防除をお願いします。周辺雑草の除草も効果的です。
- 似た症状が見られた場合は、埼玉県病虫害防除所まで御連絡ください。

問合せ先: 埼玉県病虫害防除所 (熊谷市須賀広784 電話:048-539-0661)

作 成: 平成28年1月

発 行: 埼玉県農産物安全課 一般社団法人埼玉県植物防疫協会

